

## 平成29年度予算編成方針について

苫前町長 森 利 男

### I. 経済情勢と国の予算編成の動向について

内閣府が公表した9月の月例経済報告によると、景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いているとし、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続いているが、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に十分留意する必要があると基調判断を行っている。

こうした中、政府としては「成長と分配の好循環」の実現に向け、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、消費税10%への引き上げを平成31年10月まで再延期する一方で、平成32年度の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を堅持するとした。このため、アベノミクス「新・3本の矢」の一体的推進、地方創生の本格展開と一億総活躍の取り組みを相互に連動させながら着実に実行することとしている。

平成29年度の国の予算編成にあたっては、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」を踏まえ、昨年度と同様「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底的に排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化している。

一方、地方については、一億総活躍社会を実現する上で緊急度の高い取り組みの一つである地方創生の本格展開に向けて、地方創生の深化を実現する施策の推進、地方における地域特性に応じた戦略の推進、多様な地方支援の推進に取り組むこととしている。

### II. 本町の財政状況と今後の見通し

本町は、財政健全化プランの終了後も、健全な財政運営を堅持しつつ、人口減少対策、産業の振興、健康・医療・福祉の連携、生活・教育環境の整備など、各分野の施策を積極的に推進し、「人が輝き躍動するまち苫前町」の実現に努めてきたところである。

本町の財政状況は、平成27年度一般会計決算では、実質収支が2億1,360万円の黒字決算となり、引き続き、健全財政を維持しているが、苫前・古丹別両小学校の改築事業をはじめ、苫前保育園新園舎建設、穀類乾燥調製施設の整備など、大型の投資的事業が続いたことに伴い、これまで減少してきた地方債残高・地方債償還額が増加に転じ、平成29年度には償還額のピークを迎えるところである。

基金残高については、地域主権改革による地方交付税の増額と、財政健全化に向けた経常経費の削減に努め、決算剰余金の積立を行ってきた結果、平成16年度末で16億7,048万円だった現在高が、平成27年度末で33億2,373万円まで増加したところである。しかし、平成28年度一般会計当初予算においては、財源不足に伴う財政調整基金繰入金を2億2,830万円、公共施設等整備基金繰入金を1億8,696万円計上しており、今後も財源不足が予想されることから、計画的な財政運営を進めていかなければならない。

歳入は、自主財源である町税が約3億円で推移しており、平成27年度決算の歳入全体に占める割合は5.9%である一方、地方交付税が占める割合は45.3%と、依然として大きく依存する形となっているが、平成28年度の普通交付税については、平成27年度国勢調査人口の減少が反映され、更には、地方消費税交付金など収入増も影響したことから、平成27年度と比較して約6,300万円の減となったところである。平成29年度の国の地方交付税概算要求額も、前年度比4.4%減と非常に厳しいものとなっており、加えて、トップランナー方式の導入などによる交付税制度の見直しが、本町の財政に大きな影響を及ぼすと懸念される。

歳出においては、財政健全化法による健全化判断比率の警戒ラインを大幅に下回っており、また、経常収支比率についても、平成27年度決算において75.8%と、前年度より1.1%減少しているものの、今後は、大型の投資的事業の実施による地方債償還額の増加により、指数・率の上昇が予測され、更には、各指標に大きな影響を及ぼす地方交付税の動向によっては、一層厳しい状況になる。

また、事務の電算化に伴う保守費用の増加、高齢化等による扶助費や介護給付費等への繰出金の増大も避けられない状況にあるほか、年々、老朽化が進行している公共施設の維持改修、更新に必要な財源確保も財政運営上の喫緊の課題となることを認識し、経費全体の徹底した見直しや節減を図らなければならない。

以上の情勢から、本町の財政は健全性は堅持しているものの、将来の財源不足の懸念など、引き続き予断を許さない状況にあるが、「第5次苫前町総合振興計画」「苫前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本とし、持続可能な地域社会の構築に向け、各種施策を引き続き推進していく必要がある。

各課において、職員一人ひとりが現在の財政状況を再認識するとともに、他課との連携・協力を一層進め、「選択と集中」を徹底し、効率的で効果的な財政運営を意識のう え、予算編成に当たられたい。

### Ⅲ. 予算編成における基本方針

#### 1 一般事項

(1) 経常的経費については、引き続き「枠配分方式」とし、各課(款)ごとの一般財源をベースとした平成28年度予算計上額を予算配分枠として設定するので、各課等の長は、配分された予算枠(別紙1「平成29年度経常的経費一般財源枠配分表」とそれぞれで歳入を見込む特定財源との合算額を予算要求総額の上限として、この範囲内において歳出予算の積み上げを行うこと。

ただし、近年の原油価格の変動による不安定な油類販売価格を考慮し、これまでと同様に「燃料費」は枠配分の対象外とする。また、「電気料」についても枠配分の対象外とする。

なお、経常的経費についても査定を行うので、要求額が配分枠を下回った場合であっても、予算措置が確約されるものではないことに留意されたい。

(2) 予算の編成にあたっては、地域課題や町民の意見をしっかりと受け止め、各課のみならず横断的な連携により精査を行い、決算に係る監査意見及び議会決算審査特別委員会での意見などを十分考慮し、最大の行政効果が上がるよう努めること。

(3) 政策的経費については、各計画に登載されているものを原則とし、より重点化すべき施策・事業を優先した、ゼロベースからの予算査定を行うので、事業内容について十分検討したうえ、行政効果、必要性、緊急性、経済性及び財政負担に留意し、関連各課と連携し、調整を行ったうえで計上すること。

#### 2 歳入に関する事項

(1) 町税は、今後の税制改正や経済情勢の推移に十分勘案するとともに収納対策の強化により、確実な積算を行うこと。

(2) 国・道支出金は、予算編成の動向や制度改正について、関係機関と緊密な連絡を図りながら的確に把握すること。特に補助金の削減や一般財源化の動向に注視し、利用可能な制度についての検討を行い、安易に一般財源へ振り替えることのないよう留意すること。

(3) 財産収入は、財産の現況を的確に把握し、時価に則した適正な価格による積算を行い、積極的な貸付または売却による歳入の確保に努めるとともに、未収金が生ずることのないよう十分留意すること。

(4) 諸収入は、前年度実績や関係機関などの動向を十分把握のうえ、的確に積算するとともに、助成制度の有効活用などによる新たな増収策についても鋭意検討すること。

(5) 町債は、後年度負担の軽減と財政の硬直化を回避するため、真に必要と判断される事業に限定することとし、地方交付税措置のある有利な起債を選択すること。

### 3 歳出に関する事項

(1) 人件費は、定員適正化計画に基づいた人員の管理を進めるとともに、各種委員報酬など条例に定めのあるものも含め、その実態や必要性などを再検討すること。

なお、総務財政課以外において給与費等を要求する場合には、必ず事前に総務係と協議すること。

(2) 賃金の各種作業員単価については、別紙3「平成28年度労務作業員雇用賃金表」に基づくこと。

(3) 旅費は、惰性で漫然と計上することなく、用務の必要性を十分検討し、人数、回数などの抑制に努め、必要な経費のみ予算要求すること。

(4) 需用費の以下の費目については、創意工夫により徹底した経費節減に努めること。

① 燃料費は、原油価格の変動を考慮し、別紙2「予算単価表」に基づいて積算することとし、各担当課において節減に最大限努力すること。

② 電気料は、各施設等の電力使用量の実績に基づいた積算とするが、一層の節電対策を行うこと。

③ 修繕料は、施設の現状を的確に把握し、老朽の程度を勘案しつつ、真に緊急性の高いものから計画性を持って積算のこと。

(5) 委託料は、業務内容の効率化や新規業者の参入を促すなど、経費削減について鋭意検討するとともに、職員自らが能力を発揮すべき業務については、可能な限り直営で対応すること。

(6) 備品購入費は、必要性、財源措置の状況などを勘案の上、要求すること。

※『備品』とは、1件1万円以上で3年以上にわたってその効用を発揮するものとする。ただし、図書のうち、貸し出しを目的とするもの、又は加除式台本については、1件1万円未満であっても備品として取り扱うこととする。

(7) 団体補助金等は、公益性、公平性、目的の達成度合などを長期的、多角的に検討し、関係団体との協議や関係資料の十分な分析を行い、積極的な「整理・統合・縮小」に努めたうえで、適切に積算を行うこと。

(8) 会議負担金は、必要最低限のものとし、懇親会的負担金は一切認めない。

(9) 投資的経費は、必要性や事業効果を十分に把握するとともに、維持管理を含めた後年度の財政負担などについても、より慎重に検討を行い、投資の適正化・効率化を図ること。

また、事業費の積算に当たっては、過不足が生じないように適正に見積もり、国・道補助金などの採択についても、遺漏のないよう十分調査・検討を行うこと。

(10) 維持補修費については、平成28年度に策定予定の「苫前町公共施設等総合管理計画（仮称）」に基づき、緊急性、安全性、事業効果を十分に検討し、町内全ての施設等の維持補修や更新の必要度を考慮のうえ、予算に反映すること。

(11) 債務負担行為の設定は、後年度の財政負担を伴うものであり、財政硬直化の要因

ともなるので、施策上、真に必要と認めたものだけに限り措置すること。

また、長期継続契約で対応可能なものについては、できる限り、長期継続契約で対応すること。

#### 4 特別会計に関する事項

特別会計にあっても、原則的には一般会計に準ずることとするが、その会計設置の趣旨などを十分に踏まえ、独立採算の原則と財政健全化の観点から、内容を十分に精査し、安易に一般会計からの繰入に依存することなく、経営改善に向けた抜本的な見直しと事業運営の一層の効率化を図り、健全運営に配慮すること。

特に公営企業会計においては、普及率の向上など積極的な歳入確保に努めるとともに、中・長期的な財政見通しにより、過大若しくは過小見積とならないよう、計画的かつ適正で無理のない財政運営に全力で取り組むこと。

なお、特別会計については、従来どおりの予算査定方式とする。